

規程第50号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会指名業者選考委員会設置規程

（設置）

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発注する業務委託等の請負業者を適正に選定するため、本会指名業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）小美玉市小川保健相談センター長
- （4）小美玉市四季健康館長
- （5）小美玉市玉里保健福祉センター長

2 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には事務局長、副委員長には事務局次長をもって充てる。

（委員長の職務）

第3条 委員長は、選考委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、持ち回り審議をもって選考委員会に代えることができる。

4 委員長は、必要があるときには関係職員を会議に出席させ、その説明を求めることができる。

（任務）

第5条 選考委員会は、本会指名業者選考規程に基づき、指名業者の選考を行う。

2 前項のほか、選考委員会は本会が発注する業務委託及び物品製造等の請負業者の選考を行う。

（報告）

第6条 委員長は、選考の結果を会長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 選考委員会の庶務は、本会美野里支所が処理する。

（委任）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。